

< 調査経過の詳細 >

年月日	税務調査の内容	備考
R 4.10. 3	札幌南税務署法人課税部門の職員(以下「税務職員」という)5名が、無通知で本店所在地へ臨場し、調査着手。本店所在地、自宅等の現場現物確認調査(保管書類等の確認を行う調査)。 取引書類、帳簿書類等の借上げ。 代表者に対する聴き取り調査[①回目] 等 (注)代表者が経営するグループ法人に対しても、同時調査。	顧問税理士 A※の <u>立会なし</u> ※A は、当法人(impact)が関与する前からの顧問税理士である。
R 4.10. 4	税務職員が、代表者自宅へ臨場。 代表者に対する聴き取り調査[②回目] 等	顧問税理士 A の立会有
R 4.10.11	税務職員が、代表者自宅へ臨場。 代表者に対する聴き取り調査[③回目] 等	顧問税理士 A の立会有
R 4.10.12 ~11.19 〔約 1 か月〕	税務職員が、関係者・取引先・金融機関等の反面調査。 借上書類の検討。	
R 4.11.20	税務職員が、代表者自宅へ臨場。 代表者に対する聴き取り調査[④回目] 等 代表者に対して「加減算事項」を提示して、調査の問題点及び金額を説明。 ⇒代表者の「こんなに多額な税金は払えない」旨の発言に対して、税務職員が「税務署にて上司と相談する」旨の回答。	顧問税理士 A の立会有 ⇒「加減算事項」の内容について、税務職員に対して <u>特段の反論せず</u> 。
R 4.11.30	税務職員が、代表者自宅へ臨場。 代表者に対して「加減算事項」を提示して、調査結果の説明及び修正金額・納付税額を説明。 ⇒代表者に対して「 <u>税務署にて上司と相談した結果、これ以上安くならない、これが最終である</u> 」旨を説明。	顧問税理士の立会有 ⇒税務職員からの説明を受けて、代表者に対して、「税務署と闘っても勝てない」とコメント
R 4.12. 5	当法人(Impact)の税理士(大箸・成田)が、代表者自宅へ行き、代表者と初めて面会。 「加減算事項」の内容を確認するとともに、代表者に事実関係の聴き取り。 その際の代表者の発言要旨は、次の通り。	Impact の税理士(大箸・成田)は、顧問税理士 A に対して、修正申告書の作成を停止するよう依頼。

年月日	税務調査の内容	備考
	<p>「<u>自分は外国人だから、日本の税務署に歯向かって勝てないから、悔しいけど、あきらめて税金払うしかない</u>」 「顧問税理士 A からは、『<u>税務署と闘っても敵わない。税務職員は、調査に来たら必ずお土産持って帰るものであるから、税務職員の言うことを早く認めて払ったほうが良い</u>』と言われた」</p>	
R 4.12.12	<p>当法人(Impact)の成田税理士が、札幌南税務署へ臨場し、法人課税部門の統括国税調査官と面会。 その際、「加減算事項」にある売上除外について、統括国税調査官から、次の説明を受けた。</p> <p>① 調査対象法人の元経理担当をしていた従業員（以下「従業員 A」という。）名義の「ゆうちょ銀行の通常貯金口座」に、多額な現金の入出金があることから、実際の課税すべき金額は「加減算事項」に記載してある数字よりも、もっと多額である。</p> <p>② 従業員 A から聴き取り調査によって、従業員 A から「現金売上を除外し、自分名義のゆうちょ銀行の口座に入金していた。出金したお金は代表者に渡していた」旨の供述を得たことから、“組織的な売上除外”と判断した。</p>	(Impact) 成田税理士の立会有
R 4.12.20	<p>札幌南税務署法人課税部門の統括国税調査官及び調査担当者が、代表者自宅へ臨場。 代表者に対する聴き取り調査[⑤回目] 等 ⇒代表者に対して「従業員 A 名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座に、多額な現金の入出金があるが、売上代金ではないのか」と追及。 これに対して、代表者は税務職員に対して、 「従業員 A はクビにした人間で、A 名義の口座のことは知らない。その入金は、<u>誰に売った売上なのか教えてほしい</u>」と回答。 <u>→税務職員は「売上先が確認できていない」旨の回答。</u></p>	(Impact) 成田税理士の立会有
R 4.12.21	<p>当法人(Impact)の税理士(大箸・成田)が、札幌南税務署へ臨場し、法人課税部門の統括国税調査官及び調査担当者と面会。 ⇒統括国税調査官らに、「加減算事項」にある売上除外について、具体的な①相手先、②年月日、③金額等の詳細</p>	Impact の税理士(大箸・成田)は、統括国税調査官に対して、「具体的な売上除外先が無いのであれば、修正申告を提出する必要は

	の提示を要請。 統括国税調査官から「具体的な売上除外先は1件もわかっていない」旨の回答。	ない」旨を主張。 その際、事実ねつ造、不当な課税ではないか?と抗議。
R 4.12. 8 ～5. 5. 中旬 〔約6か月〕	税務職員が、(売上除外先を把握するため) 調査対象法人の取引先、周辺同業者等に対して、文書による取引照会、反面調査等。	
年 月 日	税 務 調 査 の 内 容	備 考
R 5. 4.27	当法人(Impact)から札幌国税局長宛てに「不適切な調査事務処理事案についての上申書」(別添)を提出 ⇒札幌国税局に対して、本件調査事案の事実関係の説明等について、正式に要求。 (注)上申書では、他署が調査中の事案についても言及。	Impactの税理士(大箸・成田)
R 5. 6.15	札幌南税務署法人課税部門の統括国税調査官が、Impactの税理士(大箸)に対して電話。 ⇒「本件調査事案については、修正額0円(申告是認)とするとの結論に至った」旨の連絡。	Impactの税理士(大箸)は、統括国税調査官に対して、「調査結果の正式な説明と、これまでの不適切な対応に対する謝罪の必要性」について確認したが、統括国税調査官からは「謝罪はしない」方針との回答。